平成２２年（フ）第８５号
大分県宇佐市大字清水49番地の３
債務者　出口　和子
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５３号
福島県郡山市安積町南長久保１丁目79番地の２　レジデンス中村101号
債務者　髙野　史隆
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１５１６号
千葉市花見川区作新台４丁目８番12号
債務者　熱田　紀子
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５２９号
千葉県船橋市上山町１―109―17―Ａ302、住民票上の住所大阪府枚方市津田元町２丁目８番１―202号
債務者　調子　友一
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６４号
千葉市美浜区幸町２丁目21番29―606号
債務者　古田　俊二
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７５号
千葉県市原市辰巳台西１丁目９番地11　ファミール赤坂Ⅰ―205
債務者　木下　直司
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８７号
千葉市中央区宮崎２丁目11番15号　ヴィルヌーブ蘇我102号
債務者　舟見　和子
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６０６号
千葉県船橋市旭町６丁目３番１―505号
債務者　小野寺順子
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６０８号
千葉県市原市五井2245番地２　シティハイムソファレＫ２―203
債務者　高澤　良成
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３９号
千葉県船橋市高根町2685番地ベルピア船橋第２　２棟101号
債務者　佐藤　大介
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８６５号
神奈川県厚木市下荻野1073番地１　レオパレスパテオ109
債務者　中島　　守
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９２６号
神奈川県平塚市代官町11番14号
債務者　岡﨑　奉夫
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３５３号
富山市堀６番地５ハイム上堀303号
債務者　寺田　　薫
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１００号
長野県伊那市若宮7380番地340　若宮市営住宅139号
債務者　小池喜代子
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１０１号
長野県上伊那郡宮田村3311番地１、申立時の住所長野県上伊那郡宮田村6330番地６
債務者　山浦　秀樹
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１０２号
長野県伊那市御園441番地　春日アパートＤ202号
債務者　柳沼　美樹
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１０４号
長野県伊那市中央5205番地２　ハイツパークアベニューＡ―１号
債務者　原　　文隆
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
長野地方裁判所伊那支部